

## 健康サポート薬局に係る研修実施要領

### I 実施体制

#### 1 研修事業の目的・構想

##### (1) 目的と構想

健康サポート薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を備えた上で、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献することが求められている。そのためには、健康サポート薬局に常駐する薬剤師は、薬局での実務経験だけでなく、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等、幅広い知識と技能を修得することが必要となる。

すでに健康サポート薬局に係る研修実施要綱も定められ、修得すべき研修内容も提示されている。「技能習得型研修」は健康サポート薬局の基本理念を理解し、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力を養成するための実践的な研修であり、一方、「知識習得型研修」は地域住民からの相談対応のために必要な要指導医薬品等や健康食品等に関する知識、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の修得を可能とし、かかりつけ薬剤師の資質を向上させることを目的とした研修である。

そこで、一般社団法人薬局共創未来人財育成機構（以下「当機構」という。）と日本調剤株式会社（以下「日本調剤」という。）は、この基準告示された研修に準拠した本研修を実施することで、かかりつけ薬剤師が健康サポート薬局の役割を果たすために必要な資質の向上を図れると考え、広く提供することとした。

#### 2 研修事業の実施機関（組織・運営）

一般社団法人薬局共創未来人財育成機構

日本調剤株式会社

##### (1) 実施機関の性格

###### ①一般社団法人薬局共創未来人財育成機構

当機構は、非営利型一般社団法人で、薬剤師、管理栄養士、登録販売者、その他の薬局ないし医療機関の関係スタッフ等（以下「薬剤師等」という。）の資質及び専門性の維持・向上を図り、また薬剤師等との相互支援、交流、連絡等を支援することにより、国民の心身の健全な発展及び健康寿命の延伸に寄与し、もって国民が豊かな人生を送ることに貢献することを目的としている。

設立年月日：平成 27 年 2 月 4 日

②日本調剤株式会社

日本調剤の事業形態は保険調剤薬局チェーンの経営であり、国民から望まれる健全な医療の在り方である“真の医薬分業”をどこまでも追い求め、国民に最良な医療サービスを提供する存在となるべく、日本の医療、社会に貢献することを目的としている。

設立年月日：昭和 55 年 3 月

(2) 運営の責任体制

この研修は当機構と日本調剤の共同で運営する。そのメリットは、日本調剤は全都道府県で事業展開を行っているため、共同運営により全国で研修会を行うことが可能となる。尚、運営責任者は当機構の代表理事とし、受講者管理は当機構が担当する。

(3) 個人情報保護

健康サポート薬局研修に関わる薬剤師の個人情報は、健康サポート薬局研修運営委員会の個人情報保護ポリシー（資料 1）に則り厳重に管理する。

(4) 運営に関する広報

①健康サポート薬局に係る研修実施要領等は、当機構ホームページ（<http://pfpd.or.jp>）（資料 2）及び日本調剤ホームページ（[https://www.nicho.co.jp/pharmacy/health\\_support/](https://www.nicho.co.jp/pharmacy/health_support/)）に公開する。また、研修受講者に対して、当機構及び日本調剤が実施する他の研修会等と誤認させるような案内は行っていない。

②健康サポート薬局研修は、薬剤師認定制度認証機構（CPC）の単位（研修シール）は発行していない。

(5) 受講経費

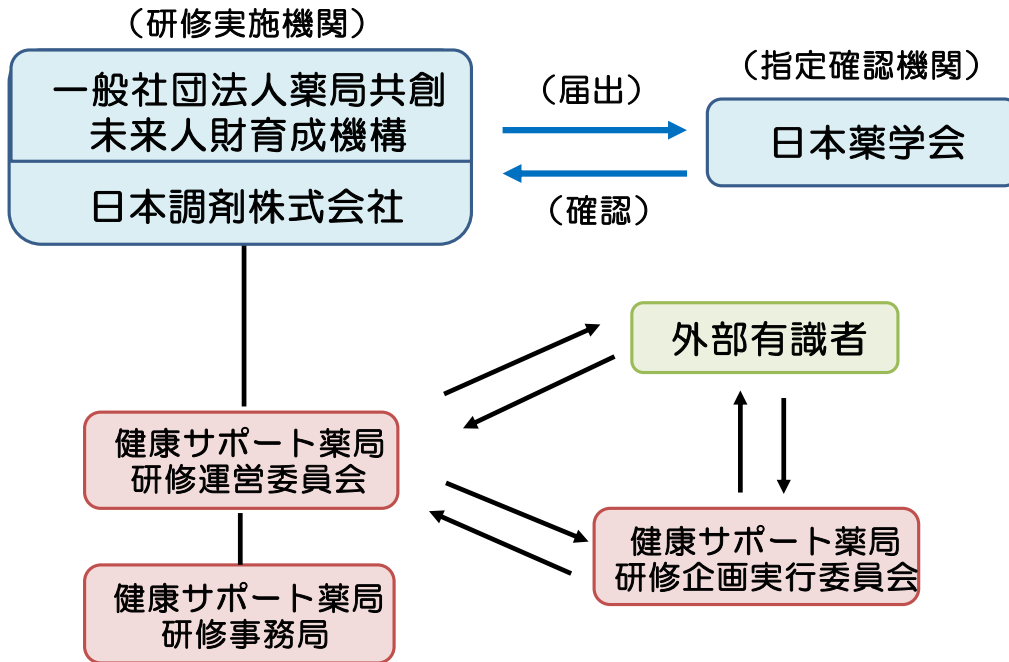
本研修の受講料は、会員 12000 円、非会員 15,000 円とする。この受講料には、知識習得型研修（e-ラーニング）の受講料、技能習得型研修（集合研修）の受講料並びに研修修了証発行に係る費用を含む。途中で退会した場合、本研修の受講料は返金しない。

知識習得型研修（e-ラーニング）および技能習得型研修（集合研修）の受講有効期間は申し込み後 2 年間とする。ただし、研修修了者は e-ラーニングを無料で受講することが出来る。

### 3 研修事業の全体像（方針・体制等）

当機構と日本調剤は、下図のとおり共同で健康サポート薬局研修運営委員会を設置し、健康サポート薬局の研修を行う。

## 健康サポート薬局研修運営体制概念図



#### (1) 企画決定機関

健康サポート薬局研修運営委員会は、外部有識者のアドバイスを聴き、研修内容の評価、検討を行う。健康サポート薬局研修企画実行委員会は健康サポート薬局研修運営委員会の指導の下で実務を行う。さらに健康サポート薬局研修運営委員会の下に健康サポート薬局事務局を設置し、研修事業の運営を行う。

健康サポート薬局研修運営委員会及び健康サポート薬局研修企画実行委員会の構成員等は別途定める。(資料4、5、6)

#### (2) 研修事業実施上の諸規定

研修事業実施上の諸規定は実施規定に定める。(資料4、5、6)

#### (3) 研修の対象

本研修受講時点で薬局の薬剤師としての実務経験が1年以上ある全ての薬剤師を対象と

する。研修受講者の募集は当機構ホームページ（<http://pfpd.or.jp>）と日本調剤（<https://www.nicho.co.jp/corporate/business/pharmacy/education/program/>）に公開する。但し、5年未満の薬剤師は、5年経過した時点で「健康サポート薬局研修修了証用履歴書」（資料7）を再度提出する。

#### （4）実施要領の作成

実施要領の作成にあたっては、以下に示す外部有識者のアドバイスを聴くことで、研修内容および実施体制に対する客観性を保っている。

- ・宮本法子（東京薬科大学 客員教授）
- ・串田一樹（昭和薬科大学 研究員）
- ・山本美智子（熊本大学薬学部 客員教授）

#### （5）研修の事後評価体制

健康サポート薬局の研修実施後、健康サポート薬局研修運営委員会で研修内容について事後評価を行い、外部有識者の意見を聴き、次回の研修計画に反映させていく。

#### （6）受講者の意見聴取

受講者の意見等は、ワークショップ時に受講者からのアンケートをとるとともに、常時ホームページ、e-ラーニングで窓口を設け、感想・意見・要望等を聴取する。さらに毎月開催する健康サポート薬局研修運営委員会で検討する。

#### （7）記録の保存

健康サポート薬局の研修に係る実施記録及び研修参加者の名簿は、電子媒体で健康サポート薬局研修事務局内に保管する。

#### （8）共同運営

当機構と日本調剤は、健康サポート薬局研修運営委員会を設置し、共同で研修事業の運営を行う（資料3）。

#### （9）実施体制全体の概要及びフロー

健康サポート薬局研修登録・確認・管理システム全体概要を資料9に示す。また、健康サポート薬局研修登録・確認・管理システムフローを資料10に示す。

## II 研修内容

### 1 研修制度の実施内容

#### （1）研修項目

- ①健康サポート薬局の基本理念
- ②薬局利用者の状態把握と対応
- ③地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応
- ④地域住民の健康維持・増進
- ⑤薬事関係法規・要指導医薬品等概説
- ⑥健康食品、食品
- ⑦禁煙支援
- ⑧認知症対策
- ⑨感染対策
- ⑩衛生用品、介護用品等
- ⑪薬物乱用防止
- ⑫公衆衛生
- ⑬地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例
- ⑭コミュニケーション力の向上

## (2) 学ぶべき事項

- ①健康サポート薬局の基本理念
  - ・健康サポート薬局の概念（理念，各種施策・制度，背景等）
  - ・健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習
- ②薬局利用者の状態把握と対応
  - ・薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し，状態，状況を把握するための演習
  - ・薬局利用者の状態，状況に合わせた適切な対応を行うための演習
- ③地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応
  - ・地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状
  - ・地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を發揮するための各職種・機関との連携に関する演習
- ④地域住民の健康維持・増進
  - ・健康増進施策の概要（健康日本 21，国民健康・栄養調査の概要等）
  - ・健康診断の概要（がん検診，特定健康診断を含む）
  - ・健康づくりの基準の概要（「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」，「健康づくりのための睡眠の睡眠ガイド 2023」，「食生活指針」，「食事バランスガイド」等）
- ⑤薬事関係法規・要指導医薬品等概説
  - ・薬局、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を含む。）医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及

び安全性の確保等に関する法律」の規定

- ・要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等
- ・薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等）
- ・要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMD Aメディナビ等）

#### ⑥健康食品、食品

- ・特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要
- ・健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用
- ・健康食品の最新情報
- ・健康食品に関する適正使用と情報提供
- ・健康食品、食品の情報収集・評価の手法

#### ⑦禁煙支援

- ・喫煙の健康影響（症状、疾患等）
- ・薬剤師が行う禁煙支援の方法
- ・禁煙の薬物治療

#### ⑧認知症対策

- ・認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割
- ・認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組
- ・認知症の薬物治療

#### ⑨感染対策

- ・標準予防策の概要
- ・季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法
- ・流行している感染症情報の収集方法
- ・代表的な予防接種の意義と方法
- ・代表的な消毒薬の使用法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）

#### ⑩衛生用品、介護用品等

- ・衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法
- ・衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法
- ・介護保険サービスにおける介護用品の提供方法

#### ⑪薬物乱用防止

- ・依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響
- ・覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に係る法律の規定
- ・薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割
- ・地域における精神・福祉・保健センターの役割

⑫公衆衛生

- ・日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響
- ・誤飲や誤食による中毒の対応
- ・学校薬剤師の位置づけと業務
- ・食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法

⑬地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例

- ・地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策・制度、背景等）
- ・地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状

⑭コミュニケーション力の向上

- ・来局者への対応、相談対応等の接遇

(3) 達成目標

①健康サポート薬局の基本理念

- ・健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。
- ・健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。

②薬局利用者の状態把握と対応

- ・薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。
- ・薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。
- ・薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。
- ・相談対応後のフォローアップができる。

③地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応

- ・地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。
- ・地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。

④地域住民の健康維持・増進

- ・健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。

- ・健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑤薬事関係法規・要指導医薬品等概説
- ・薬事関係法規・要指導医薬品等概説
  - ・薬局（地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を含む。）、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。
  - ・要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。
  - ・要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。
  - ・薬局利用者の状態に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。
  - ・新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑥健康食品、食品
- ・特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。
  - ・健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
  - ・健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
  - ・健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ⑦禁煙支援
- ・喫煙による健康影響（喫煙による症状、疾病への影響）や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。
  - ・喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応（助言による禁煙誘導等）や禁煙支援（禁煙補助剤の適正使用等）を行うことができる。
- ⑧認知症対策
- ・認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。
  - ・認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
  - ・認知症の薬物治療について理解し、実践できる。
- ⑨感染対策
- ・標準予防策を実践できる。

- ・流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・代表的な消毒薬の使用方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。

⑩衛生用品、介護用品等

- ・衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。
- ・ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者に、適切な対応（衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介）を判断し、実践できる。

⑪薬物乱用防止

- ・依存性のある薬物等やその規制について説明することができる。
- ・薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応（地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介）を判断し、実践できる。

⑫公衆衛生

- ・日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。
- ・日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。
- ・学校薬剤師の役割と活動を説明できる。
- ・食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。

⑬地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例

- ・地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
- ・地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。

⑭コミュニケーション力の向上

- ・薬や健康に関する気軽に安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。

(4) 研修時間

研修時間を表 1 に示す。技能習得型研修は 8 時間 10 分、知識習得型研修は 24 時間の研修を行う。

表 1 研修時間

	研修項目	研修時間
技能習得型研修（集合研修）	健康サポート薬局の基本理念	1時間
	薬局利用者の状態把握と対応	4時間
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間10分
	小計	8時間10分
知識習得型研修	地域住民の健康維持・増進	2時間
	薬事関係法規・要指導薬品等概説	9時間
	健康食品、食品	2時間
	禁煙支援	2時間
	認知症対策	1時間
	感染対策	1時間
	衛生用品・介護用品等	1時間
	薬物乱用防止	1時間
	公衆衛生	1時間
	地域包括システムにおける先進的な取組事例	2時間
	コミュニケーション力の向上	1時間
	小計	24時間
	合計	32時間10分

## (5) 研修の形態

### ①技能習得型研修

#### a) 対面研修

ワークショップ形式により行う。講義および演習を行い、講義部分はあらかじめ撮影した講義を活用して行う。演習はスモールグループディスカッションを行う参加型演習とする（資料 11、12）。各研修会には、統括責任者が出席し、研修を円滑に進める。統括責任者は、当機構および日本調剤教育情報部より選出する。さらに、スモールグループディスカッションは、統括責任者のもとでファシリテーターの協力を得て行う。対面研修前日までに受講する講義は 3 時間 18 分、当日の研修時間は 4 時間 52 分とする。（資料 12）

研修環境及び参加者の出席を担保するために、受講者同意のもと、研修状況の写真を撮影し、保管する。

#### b) リモート研修

ワークショップ形式により行う。講義および演習を行い、講義部分はあらかじめ撮影した講義（リモート A、B）を活用して行う。受講者は事前に講義（リモート A、B）を受講し、研修当日の演習はスモールグループディスカッションを行う参加型演習とする。リモート A は、「健康サポート薬局の基本理念（前昭和薬科大学学長西島正弘）資料 12-1」と「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応（帝京平成大学教授 小原道子）資料 12-3」、リモート B は「臨床判断と薬剤師（昭和医科大学医学部教授 木内祐二）資料 12-9」になります。

(資料 11、12) 研修会には、統括責任者が出席し、研修を円滑に進める。統括責任者は、当機構および日本調剤教育情報部より選出する。統括責任者は、各グループに順次参加し進行状況等を確認する。リモート研修前日までに受講する講義は3時間18分、当日の研修時間は4時間52分とする。(資料12)

参加者の出席を担保するために、受講者同意のもと、研修状況の写真を撮影し、保管する。(資料.23)

c) ファシリテーターの要件

下記の項目の1) または2) に該当する

1) 学識経験者

2) その他

- ・生涯研修認定薬剤師
- ・5年以上の薬局勤務経験を有する薬剤師
- ・OTC 販売経験者
- ・ファシリテーター養成研修修了者

d) 技能Ⅲ「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の役割」については、都道府県単位でグループワークを行う。その際の講師は、該当する都道府県に在住し、地域ケアシステムに精通したものの者とする。

②知識習得型研修

e-ラーニングによる講義を行う。e-ラーニングはPC、タブレット、スマートフォンより受講が可能である。さらに、受講者の集中度を考慮し、1時間の研修項目を1コマ15～30分に分割し、2～4コマで1時間の研修講義とする。e-ラーニングによる講義内容を添付資料13に示す。

(6) 到達度評価

①到達度評価者：技能習得型研修、知識習得型研修ともに健康サポート薬局研修運営委員会が行う。

②評価方法：

a) 技能習得型研修

- ・発表内容等の研修中の態度をファシリテーターにより研修終了後に評価する。
- ・研修中の態度、事前課題シート(資料12-4)、アンケート・感想(資料12-19、12-20)、で到達度を評価する。

b) 知識習得型研修

試験形式で到達度を評価する。1コマ(15～30分)終了ごとに試験を行う。試験問題は5問出題し、このうち正しいものを2つ選択する。誤答に対しては解説を設け繰り返し行うことで正答に導き、到達度を確実にする。そして全ての講義終了時に

総合試験を実施する。出題問題のなかからシャッフルした 30 問を出題し、80 点以上で達成目標に到達したと判定する。不合格は再試験を実施する。

#### (7) テキスト、教材等

技能習得型研修では研修時に研修テキストを配布する。eラーニング形式で実施する知識習得型研修については、eラーニング受講用ホームページで講義を視聴する。

eラーニング用講義資料は資料 12-1、12-3、12-9、12-22 です。

#### (8) 研修の実施場所、環境条件

技能習得型研修は環境、設備が整っている当機構および日本調剤の会議室を利用することとするが、内容により他施設も利用することとする。他に、全国において開催する場合には、適切な貸会場等を利用するものとする。健康サポート薬局技能習得型研修実施施設を資料 14 に示す。

感染予防対策として、発熱（37.5℃以上）の場合は受講を断る。必要に応じて受講時はマスクの着用及び手指消毒用アルコールを配置し手指消毒を促す。

リモート研修の受講者は、店舗または自宅でカメラ・音声付きのパソコンまたはタブレットで参加し研修を行なう。知識習得型研修は受講者ごとの PC、タブレット、スマートフォンを用いて研修を行う。

#### (9) 講師の選定

本研修の講師を資料 15 に示す。実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する講師を選定した。講師略歴のフォーマットを資料 16 に示す。

### Ⅲ 研修修了証・受講証明書

#### 1 研修修了証・受講証明書の発行体制

##### (1) 研修修了証・受講証明書の発行適否評価体制

①健康サポート薬局研修運営委員会は、研修受講者が以下の全てに該当することを確認し、研修修了証を発行する。

- a) 全ての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者
- b) 薬局において、薬剤師として 5 年以上の実務経験がある者
- c) 薬局において、週 20 時間以上勤務している者

②健康サポート薬局研修運営委員会は、研修受講者が上記 a)、c)に該当し、薬局での実務経験が 5 年未満に該当することを確認し、受講証明書を発行する。なお 5 年経過後に健康サポート薬局研修修了証用経歴書（資料 7）の再提出を求めるとともに、薬剤師の質を担保することを目的に、知識習得型の総合テストを行い、合格し、健

康サポート薬局研修運営委員会において、適切と判断された場合に研修修了証を発行する。

③受講証明書は、地域連携薬局の申請時に受講証明書として提示することができる。

④研修修了証の様式（見本）

<p style="text-align: center;"><b>健康サポート薬局 研修修了証</b></p> <p style="text-align: center;"><b>人財 育成 様</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">19〇〇年〇月〇〇日 生</p> <p>地域包括ケア研修受講地 : 〇〇〇県 認定ID : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 初回認定日 : 20〇〇年〇〇月〇〇日 認定期限日 : 20〇〇年〇〇月〇〇日 発行日 : 20〇〇年〇〇月〇〇日 再発行日 : 20〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人薬局共創未来人財育成機構</p> <p style="text-align: center;">代表理事 加藤裕芳</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"> 一般社団法人 薬局共創未来人財育成機構</p>
---

⑤受講証明書の様式（見本）

## 健康サポート薬局研修 受講証明書

貴方が健康サポート薬局研修を受講されたことを証明します

氏名	人財 育成
生年月日	19〇〇年〇〇月〇〇日
地域包括ケア研修 受講地	〇〇〇県
証明ID	K〇〇〇〇〇〇〇〇
証明開始日	20〇〇年〇〇月〇〇日
証明期限日	20〇〇年〇〇月〇〇日
発行日	20〇〇年〇〇月〇〇日
再発行日	20〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団 薬局共創未来人財育成機構

代表理事 加藤 裕芳



(2) 研修受講記録の方法

研修受講者氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号、研修受講日時、研修受講項目、研修修了証発行日、認定 ID、地域包括ケア研修受講地都道府県名、勤務薬局所在都道府県名を電子媒体に記録し、健康サポート薬局事務局内に保存する。研修記録は研修修了後 10 年間保存する。

(3) その他の修了の要件

本研修は、薬局において薬剤師として 5 年以上の実務経験がある者を対象とし、特定団体への加入や特定団体の与える資格等を求めない。

(4) 修了証・受講証明書に関する経費

研修修了証・受講証明書の発行費用は受講料に含まれる。

(5) 研修修了証・受講証明書の有効期限、再履修の規定

研修修了証・受講証明書は、発行から 6 年間に限り有効なものとする。修了証の有効期限延長のための再履修は 2 年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を 6 年間延長できる。

再履修時に受講すべき研修項目は、技能習得型研修の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」(資料 18) とするが、その他の研修項目についても受講することが望ましい。再履修の研修修了後には、新たに延長された有効期限が記載された再履修研修修了証を発行する。有効期間(研修修了証発行から 6 年間)内に更新を行わない場合は、改めて「医薬発 0326 第 3 号別添 健康サポート薬局に係る研修実施要綱」に規定されたすべての研修を受講し、研修修了証を取得し直すことが必要である。

尚、受講証明書の延長は認めない。

(6) 研修修了証・受講証明書の記載事項

研修修了証・受講証明書には、研修修了者の氏名、生年月日、地域包括ケア研修受講地都道府県名、勤務薬局所在都道府県名、認定 ID、研修実施機関の名称、研修修了証・受講証明書の発行日、研修修了証・受講証明書の有効期限を記載し、当機構名で発行する。研修修了証・受講証明書を再発行する場合は、最初の研修修了証・受講証明書の発行日及び再発行日を記載する。

(7) 発行方法

修了証及び受講証明書の発行は、Web による自動発行にて行う。

#### (8) 研修修了証・受講証明書の取消し条件

本研修においては、研修会への申し込み時虚偽の内容で申請を行った者、薬剤師の資格を失った者、薬事に関し犯罪または不正の行為があった者、薬剤師として著しく不正な行為があった者等は、研修修了証・受講証明書の発行を取り消す。尚、認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。また、当該者より求めがあった時はその者の意見を聞く機会を設ける。

#### (9) 再履修の方法

①研修修了証の有効期限 4 年から 6 年の間、修了証の有効期限延長のための再履修を受講することができる。研修項目のなかで技能習得型研修の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で可能とするが、その他の研修内容についても受講することが望ましい。

②研修「技能研修プログラム（資料 12）の中の技能Ⅲ「地域ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」（3 時間 10 分）」とし、受講終了後にレポート（資料 18-4）を提出する。

③研修の受講料は、会員 5,500 円、非会員 6,600 円とする。

④研修修了証・受講証明書の発行費用は受講料に含まれる。

⑤再履修の受講は、研修修了証取得後 4 年、経過した時から可能とする。

#### (10) 転勤時の対応

技能習得型研修のなかで、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」については、ワークショップ参加時に提出した事前課題シート（資料 12-4）と同様のものを転勤場所で作成し提出する。その際、転勤先の都道府県の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」の集合研修の受講を促すようにする。

平成 28 年 11 月 10 日制定

平成 28 年 12 月 12 日改訂

平成 29 年 11 月 10 日改訂

平成 30 年 10 月 11 日改訂

令和元年 11 月 18 日改訂

令和 2 年 11 月 10 日改訂

令和 3 年 2 月 17 日改訂

令和 4 年 2 月 18 日改定

令和 5 年 2 月 10 日改訂

令和 5 年 10 月 16 日改訂

令和 6 年 2 月 28 日改訂

令和7年 2月 7日改訂

令和8年 3月 2日改訂